

定 款

一般社団法人日本社会連帯機構

一般社団法人日本社会連帯機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本社会連帯機構と称し、英文表記を Japan Social Solidarity Organization とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル7Fに置く。

(目的と事業活動の種類)

第3条 当法人は、地域における市民の豊かな暮らしを支える多様な活動を実践的に支援し、法制度の改革を含めた市民活動の推進のための活動を行うことにより、地域社会の中で市民自身が取組む活動と人々の連帯の促進、その基盤整備に寄与することを目的とする。

2 前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (2) 文化及び芸術の振興に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (3) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する研究・調査・企画・開発
- (4) 高齢者の福祉の増進に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援及び仕事おこしに関する研究・調査・企画・開発
- (6) 児童又は青少年の健全な育成に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (7) 勤労者の福祉の向上に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (8) 市民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する教育、スポーツ等に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (9) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (10) 食及び第一次産業に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (11) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に関する支援・研究・調査・企画・開発
- (12) 地域社会の健全な発展及び市民との交流を促すための支援・研究・調査・企画・開発
- (13) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に関する支援・研究・調査・企画・開発

(14) 会員の福利・厚生のための支援・企画・開発

(15) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業のうち、相互扶助事業の展開に必要なものを、総合生活支援サービス事業とし、地域福祉の共助を推進するため、会員団体及び地域住民に対しこれを行う。

4 前項の事業の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人に、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 地域会員 当法人の各地域活動に賛同にして入会した個人又は団体

(4) 総合生活支援推進会員 当法人の事業を推進するため、専ら総合生活支援サービスの利用を目的に入会した団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員、地域会員若しくは総合生活支援推進会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員、地域会員若しくは総合生活支援推進会員となる。

(年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 地域会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

4 総合生活支援推進会員は、総会において別に定める総合生活支援推進会費を納入しなければならない。（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会（社員総会）

(種類)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名（団体）につき1票とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散

- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の10分の1以上の者から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び理由を示して招集の請求がされたときは、代表理事は総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した個人会員のうちからその会議において選任させた議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

(総会規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、総会において定める総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、5名以内を副理事長とすることができる。

3 理事のうち5名以内を業務執行理事とし、そのうち2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、代表理事を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その限度額は、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第34条 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、四半期に一度開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した理事から選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第49条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第9章 委員会

（委員会）

第56条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

- 第61条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

- 第62条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年9月30日までとする。

(設立時役員等)

第63条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	藤田 徹
設立時理事	島田 修二
設立時理事	森田 真理
設立時理事	横倉 しづ代
設立時理事	櫻井 きの未
設立時理事	鈴木 雄一
設立時理事	吉田 栄治
設立時理事	石川 寛子
設立時理事	玉手 千尋
設立時理事	永戸 亮
設立時理事	下村 朋史
設立時理事	高成田 健
設立時理事	村上 敦子
設立時理事	松垣 芳伸
設立時理事	西内 武志
設立時理事	中森 千恵美
設立時理事	田中 秀雄
設立時理事	永戸 祐三
設立時理事	田嶋 羊子
設立時理事	田原 和正
設立時理事	田嶋 康利
設立時理事	横山 哲平
設立時理事	守本 洋二
設立時理事	藤田 徹
設立時監事	古村 伸宏
設立時監事	坂林 哲雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第64条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 東京都小平市小川町2丁目1362番地の10
藤田 徹
- 2 埼玉県草加市谷塚町1968番地5
横山 哲平

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本社会連帯機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年9月8日

設立時社員 藤田 徹 印

設立時社員 横山 哲平 印